補償倍率UP 300倍から750倍へ



まさかの時お役に立ちます。

地震等災害見舞金付

掛金25口、2,500円(56%以上の焼損) 火災共済金375万円のお支払い

# 1500倍補償

# B型火災共済

消防 団 消防本部

毎に皆で加入

掛金は、5 0 500 円から5 0 毎、25 0 2.500 円まで選択できます。

落雷の損害にも対応!! 建物と動産の配分は常に4:1とする契約となります。

お申し込みは、所属の消防団担当から都道府県支部(消防協会)へ。



### 出資金

この共済に加入するためには、出資金を納めて組合員となる必要があります。出資金は 1 □ 100 円で、B 型火災共済は 1 人 2 □ 200 円をお願いしています。

## 割戻金

毎事業年度で剰余金が発生したときは、法定準備金などを 積み立てた残金を利用分量割戻金として返戻することとし ていますが、申し出た組合員以外は出資金に振り替えて積 み立てることとしています。

●B 型火災共済支払い額 (例)

焼損率が56%以下のときの 火災共済金の計算式は次のとおりです。

※焼損率の算定方法は、焼損延べ面積/罹災建物延べ面積とします。

## 火災共済金

#### 風水雪害等共済金

_ ,,,,	掛金 (年額)	罹災の度合い(焼損率)			損害の程度				※床上浸水の場合の損害基準	
口数		56%以上	50%	20%	全損 (70%以上)	半損 (30%以上70%未満)	小損 (20%以上30%未満)	一部損 (20%未満)	浸水の高さは、浸水した居室の床面から測った高さとします。(土間は除く)	
5□	500円	75万	約66万	約26万	約37万	約18万	約7万	約3万	全 損(床上浸水2m以上)	
10□	1,000円	150万	約133万	約53万	75万	約37万	15万	約7万	   半 損(床上浸水1m以上2m未満)	
15□	1,500円	225万	約200万	約80万	約112万	約56万	約22万	約11万		
20□	2,000円	300万	約267万	約107万	150万	75万	30万	15万	小 損(床上浸水50cm以上1m未満)	
25□	2,500円	375万	約334万	約133万	約187万	約93万	約37万	約18万	一部損(床上浸水50㎝未満)	

(建物、動産両方、罹災したときの共済金)

風水雪害等で損害額が20万円を超えない場合は、お支払いの対象外となります。

詳しいパンフレットの請求は、所属の消防団担当・都道府県支部(消防協会)または下記へ。

お問い合わせ先

**生活協同組合全日本消防人共済会** TEL 03-6263-9822 105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 http://www.shouboujin.or.jp/

# B型 火災共済 C型 火災共済 共済物件の対象

建物

- ●組合員が所有し、かつ居住する建物
- 組合員と同一世帯に属する3親等以内の親族が所有し、かつ組合員が居住する建物

動産

- 組合員が居住している建物内の動産
- ●借家又はアパートに居住する組合員の動産

(現金、有価証券、貴金属、美術品、自動車などは対象となりません。)

# ▼下記のような事例の際、共済金をお支払い致します。

## 火災共済金としてのお支払い



火災による共済の目的の全部若しくは一部の焼失(消防又は避難に必要な処分を含む。)又は火災に随伴して生じた高熱、煙、ガス、蒸気等によって共済の目的に生じた損害。



プロパン、都市ガス等の気体又は蒸気の急激な膨張による破裂又は爆発によって共済の目的に生じた損害。ただし、凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂又は爆発による損害を除く。



共済の目的に直接落雷した衝撃 によって共済の目的に生じた破 壊損害又は火災損害及び落雷に よる異常電流の作用によって共 済の目的に生じた損害。



#### 落雷の異常電流による損害が動産のみの場合 にお支払する共済金の額

損害の 程度	被害を受けた 動産の個数	1 口当たり の支給額	
全 損	10 個以上	30,000円	
半損	6 個以上 10 個未満	15,000円	
小 損	3個以上6個未満	6,000円	
一部損	3 個未満	3,000円	

#### 損害対象品 (個々の購入価格が2万円以上のもの)

テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・電子レンジ・パーソナルコンピュータ・電話・FAX・IH 電磁調理器具・ボイラー・温水便座・食器洗浄機等の生活必需品(周辺機器含)

#### B型火災共済の共済金算出方法 (自家及び借家等共通)

建物と動産の配分は、4:1です。(1の動産部分が共済金算出の対象となります。)借家等の場合もこの配分により計算します。

(例) 25□契約で動産2個が損害を受けた場合 (動産) 5□ × (一部損) 3,000円 = 15,000円

# 風水雪害等共済金としてのお支払い



台風、突風又は旋風等 によって共済の目的に 生じた損害。ただし、 砂塵、塩分又は煤煙等 による損害を除く。



車両(積載物を含む。) の衝突又は接触によっ て共済の目的に生じた 損害。



暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等によって共済の目的に生じた損害。



降雪、雪崩又は降雹等 によって共済の目的に 生じた損害。



航空機の墜落若しくは接触、爆風、 音波の衝撃によって共済の目的に 生じた損害及び航空機の付属品若 しくは積載物の落下又は航空機か らの投下物若しくは発射物によっ て共済の目的に生じた損害。

# 地震等災害見舞金

災害見舞金は、地震(津波を含む。)又は噴火による損害が生じた場合に、右表の損害の程度に応じて給付金を支払います。

※各自治体が発行する罹災証明書にもとづき損害の程度を判定します。

契約口数	損害の程度(区分)及び給付金						
及口记录	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			
5 🗆		対象外					
10 口以上	10 万円	7万円	5万円	2万円			

(注) 共済の目的によって損害が生じた場合でも、当共済会の事業規約で定めているお支払の要件を満たしていない場合や、お支払できない事由に該当するなど共済金をお支払できない場合があります。 詳しくはパンフレットをご覧いただくか当共済会にお問い合わせ下さい。